政令第二百七十号

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五十条第三号」を「第五十二条第三号」に改める。

第九条中「第五十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

第十条第一項及び第二項並びに第十一条中「第五十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第五十三条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附則第七項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第八項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

附則第十一項中「附則第九項」を「附則第十項」に改める。

附　則

この政令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三